

## 常滑市都市計画マスタープランの進行管理の手引き（案）

### 1 常滑市総合計画と連動した進行管理の実施

常滑市都市計画マスタープラン策定後（令和 2 年度以降）においては、常滑市総合計画の実行計画（評価）シートを活用し、進行管理を行う。定期的に本計画における施策、事業の見直しや改善策を検討するとともに、本計画見直しの必要性の検討や次回マスタープラン策定時の評価に当該結果を用いるものとする。

### 2 進行管理の方法

#### (1) 「常滑市都市計画マスタープラン進行管理シート」の配布【都市計画課】

関係各課に対し、常滑市総合計画における主要施策の評価照会と同時期に「常滑市都市計画マスタープラン進行管理シート」（別紙参照）を配布する。

#### (2) 「進行管理シート」の記入【関係各課】

関係各課において、常滑市総合計画実行計画（評価）シートに記載した主要施策の評価を参照しながら「進行管理シート」の該当欄に記入する。

あわせて、実施区域や箇所、工程計画等が分かる事業実績については、参考資料として区域・箇所図（具体の位置等が明示されていれば様式や作成ソフト等は問わない）、工程表を添付する。

常滑市総合計画における主要施策に該当しないものについては、方針（施策）の進捗状況を定量的に計測するために設定した「評価指標」の「指標値」を把握し、該当欄に記入する。なお、「指標値」について、毎年度の取得が困難なものについては、調査年度直近の年次（年度）の値を記入する。

#### (3) 実績一覧表の作成【都市計画課】

関係各課から提出された評価結果及び施策・事業等の具体的な実施状況等を「進行管理シート」として、とりまとめる。

#### (4) 庁内ヒアリング等の開催【都市計画課及び関係各課】

都市計画課から関係各課に対し必要に応じヒアリング等を開催し、「進行管理シート」をもとに、方針（施策）の進捗状況や取り組み実績を確認する。その結果をもとに、本計画における施策、事業の見直しや改善策を検討するとともに、本計画見直しの必要性を検討する。

#### (5) 「進行管理シート」の管理と見直し方針

進行管理シートは、総合計画の実行計画（評価）シートを活用しているため、総合計画の見直しを行った場合は、本進行管理の評価項目も見直しを図るものとします。

### 3 評価対象年度

令和 2 年度から令和 12 年度までとする。



常滑市都市計画マスタープラン進行管理シート(案)

評価区分	
a	計画どおり進捗（進捗度75%以上）
b	概ね計画通り進捗（進捗度50%以上75%未満）
c	あまり計画どおり進捗していない（進捗度25%以上50%未満）
d	計画どおり進捗していない（進捗度25%未満）
e	当該年度に計画がない（対象外）

都市づくりの方針				第5次常滑市総合計画							その他		担当課室		
大項目	小項目	方針（施策）の概要	ページ	体系コード	主要施策	評価						評価指標		指標値	
						R2	R3	R4	R5	R6	R7				
都市施設整備の方針	都市交通施設	○主要幹線道路 ・暫定・概成供用区間又は整備中区間の整備促進に向けた関係機関への協議・協力	5-4	3221	①地域幹線道路の整備を推進します。							-	-	土木課	
		○都市幹線道路 ・暫定・概成供用区間の整備促進、未整備区間の整備・改善に向けた関係機関への協議・協力 ・関係機関に対して円滑な交通処理を図るための整備に向けた働きかけ	5-4												
		○地区幹線道路 ・需要に対応した交通の円滑化、暫定・概成供用区間の整備促進、未整備区間の関係機関への協議・協力	5-4												
		○補助幹線道路 ・主要な道路や施設へのアクセス機能の確保、暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備促進	5-4												
	都市施設整備の方針	都市交通施設	○生活道路 ・幅員4m未満の道路における「常滑市狭あい道路の後退用地の確保に関する要綱」に基づいた拡幅整備	5-4	3222	②市道の整備を推進します。							-	-	土木課
			○都市計画道路の見直し ・未整備区間の既存ストックを活用したネットワーク形成を視野に入れての必要に応じた見直し	5-5	-	-	-	-	-	-	-	-	見直し路線数		土木課
		<公共交通等の方針>	○鉄道・バス ・名鉄常滑線等、鉄道事業者と協力した利用促進の検討 ・バス路線の公共施設再配置や利用者ニーズや観光交流拠点等の回遊性を踏まえた検討、広域的な交通手段やデマンド交通等の導入検討 ・常滑市民病院と半田市立半田病院との統合実現にむけた必要なアクセスについての検討	5-7	3231	①路線バスの確保、コミュニティバス等の調査・検討を行い、地域公共交通の確保・充実を図ります。							-	-	安全協働課
					3232	②鉄道利用者の利便性向上のため、ダイヤ・運行本数の充実について鉄道事業者へ要望します。							-	-	企画課
					4131	①中部臨空都市と既存の観光施設等との連携の在り方について検討します。							-	-	商工観光課
					5311	①広域連携について情報収集し、また、必要に応じて関係市町等と調査・研究します。							-	-	企画課
		公園・緑地等	○公園・緑地等 ・都市基幹公園の維持・更新及び利用増進、常滑公園の未整備箇所の整備検討 ・住区基幹公園のニーズを踏まえた質の向上、適切な維持管理や遊具等の更新 ・公園・緑地が不足している市街地を中心とした公園・緑地の確保の検討 ・大野海水浴場、坂井海水浴場及びびりんくう海浜緑地の機能維持・利用増進	5-7	3112	②都市公園等の適切な維持管理及び利用促進に努めます。							-	-	都市計画課
					3114	④りんくうビーチについて、民間活力を活用した管理運営及びにぎわい創出に努めます。							-	-	都市計画課
					3115	⑤坂井海岸の環境整備を推進します。							-	-	土木課
		下水道等	○緑化 ・住宅地や点在する集落地等の都市緑化推進事業等による敷地内緑化の促進 ・幹線道路等の街路樹の植栽による緑豊かな道路空間の形成	5-7	3111	①緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、緑化を推進します。							-	-	都市計画課
					○緑の保全 ・市街地内における社寺林等の身近な緑地空間や市街化調整区域における里山空間等の保全 ・本市東部の丘陵地に広がる森林の保全	5-7,8	-	-	-	-	-	-	-	森林面積（ha） 【土地に関する統計年報】	
○公共下水道全体計画及び事業計画に基づいた汚水管・雨水管等の整備推進 ・事業計画区域（認可区域）外の雨水施設の維持補修 ・常滑北部、多屋南部雨水ポンプ場の適正な維持管理、榎戸雨水ポンプ場の更新化事業の実施 ・農業集落排水施設の適正な維持管理 ・農業集落排水処理場の最適整備処理構想に基づいた更新	5-9						2133-1	③雨水排水施設の整備を推進します（認可区域外）							-
					2133-2	③雨水排水施設の整備を推進します（認可区域内）							-	-	下水道課
					3242	②公共下水道の整備を推進します。							-	-	下水道課
供給処理施設	・知多南部広域環境センター整備事業の供用開始	5-9	2213	③広域ごみ焼却施設の整備を推進します。							-	-	生活環境課		
			市街地整備の方針	○既成市街地ゾーン ・居住環境向上のための、古くからの市街地における狭あい道路の改善 ・やきもの散歩道周辺等の景観保全と計画的な市街地整備 ・鯉江本町内の大規模工場の敷地が大半を占める地区の具体的な市街地整備の方針の検討	5-11	3222	②市道の整備を推進します。						-	-	土木課
3121	①やきもの散歩道等歴史的景観の整備・保全に努めます。										-	-	都市計画課		
○計画的市街地ゾーン ・土地区画整理事業等による整備地区の良好な居住環境の創出のための緑豊かな空間形成の促進 ・常滑多屋及び常滑駅周辺の土地区画整理事業地区の円滑な事業促進と早期の完了	5-11	3212		②土地区画整理事業を推進します。							-	-	都市計画課		

常滑市都市計画マスタープラン進行管理シート(案)

評価区分	
a	計画どおり進捗（進捗度75%以上）
b	概ね計画通り進捗（進捗度50%以上75%未満）
c	あまり計画どおり進捗していない（進捗度25%以上50%未満）
d	計画どおり進捗していない（進捗度25%未満）
e	当該年度に計画がない（対象外）

都市づくりの方針				第5次常滑市総合計画							その他		担当課室			
大項目	小項目	方針（施策）の概要	ページ	体系コード	主要施策	評価						評価指標		指標値		
						R2	R3	R4	R5	R6	R7					
		○低未利用地の整備 ・新田地区の暫定用途地域の解消による良好な居住環境を有する住宅地の形成	5-11	3213	③低未利用地の利活用を検討します。							—	—	都市計画課		
都市防災の方針		・防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築、緊急輸送道路の整備を促進するための協議・協力 ・既成市街地内の狭あい道路の改善、低未利用地の有効活用、防災機能を有する生活道路等の整備 ・常滑駅周辺や工事が混在する地区等における火災の危険を排除する建物への建替えの促進 ・津波災害等が懸念される沿岸部における警戒避難体制の充実、土砂災害等が想定される地区の適正な規制誘導 ・保水機能を有する山林やため池及び調整池の保全、河川の護岸改修、河底浚渫・改修 ・海岸の樋門等の必要に応じた改修、老朽護岸の改修整備の促進	5-12	2111	①防災マップの更新・配布、災害用品の備蓄など、市民への情報提供及び啓発に努めます。							—	—	安全協働課		
				2113	③災害時を想定し、自治体間や関係団体・事業所等との連携強化を図ります。							—	—	安全協働課		
				2131	①樋門、防潮堤等の海岸保全施設の維持・保全に努めます。							—	—	土木課		
				2132	②急傾斜地崩壊対策を進めます。							—	—	土木課		
				2135	⑤民間木造住宅の耐震化を促進します。							—	—	都市計画課		
				2136	⑥老朽危険家屋の調査など、空き家対策を推進します。							—	—	都市計画課		
				3252	②河川、海岸等の老朽化対策を進めます。							—	—	土木課		
景観形成の方針		<各土地利用に応じた市街地景観の保全・形成の方針> ○緑豊かな住宅地景観づくり ・狭あい道路改善に合わせた沿道緑化の促進や低未利用地の活用等による緑豊かな住宅地景観の形成 ○常滑らしさを感じられる商業地景観づくり ・常滑駅周辺の焼き物等の素材を取り入れた公共施設整備・案内看板等による市街地景観の形成 ・大野町駅周辺の古くからのまちなみ景観を保全・活用による魅力ある景観づくり ○周辺環境に配慮した工業地景観づくり ・工業団地等の敷地内緑化や緑地の確保、周辺の環境に配慮した工業地景観の形成 ○空港島及び空港対岸部のりんくう地区での豊かな都市景観づくり ・自然環境や人工景観を活かした土地利用や施設整備の促進、ガイドラインを運用した豊かな都市景観の形成 <焼き物のまちにふさわしい景観の保全・再生の方針> ・やきもの散歩道地区景観条例による良好な景観の保全・再生に向けた取り組み <歴史文化資源と一体となった景観の保全・形成の方針> ・市内に残る社寺や古窯等の歴史文化資源や景観資源の保全 <海や緑を眺めることができる眺望景観等の保全・形成の方針> ○海を眺め身近に感じられる海辺景観の保全 ・海を眺めることができる眺望点の保全と小脇公園等での眺望を楽しむことができる施設整備の検討 ・大野海水浴場、坂井海水浴場及び海浜緑地（りんくう町）での民間活力を導入した海辺景観の保全 ○緑豊かな丘を眺めることができる景観の保全 ・東部丘陵地の斜面緑地の保全、空港アクセス道路沿道における愛知県屋外広告物条例等の適正な運用 ○水と緑に身近に親しむことができ、心地よさを感じられる景観の形成 ・樹林地等の身近な緑地空間としての保全、河川の親水機能の充実や緑化・緑地確保等の検討	5-13	3111	①緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、緑化を推進します。							—	—	都市計画課		
				3121	①やきもの散歩道等歴史的景観の整備・保全に努めます。							—	—	都市計画課		
				3111	①緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、緑化を推進します。							—	—	都市計画課		
				3122	②中部臨空都市や土地区画整理事業区域における良好な景観形成を促進します。							—	—	都市計画課		
				3121	①やきもの散歩道等歴史的景観の整備・保全に努めます。							—	—	都市計画課		
						3113	③小脇公園、前山ダム公園や農村公園の適切な維持管理及び利用促進に努めます。							—	—	農業水産課
						3114	④りんくうビーチについて、民間活力を活用した管理運営及びにぎわい創出に努めます。							—	—	都市計画課
				3115	⑤坂井海岸の環境整備を推進します。							—	—	土木課		
				—	—	—	—	—	—	—	—	森林面積（ha） 【土地に関する統計年報】		農業水産課		
				3252	②河川、海岸等の適切な維持管理を進めます。							—	—	土木課		